「ハートフルウィンターキャンペーン」開催!
平成24年12月3日(月)～平成24年12月28日(金)

●商号／株式会社 紀陽銀行●登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号
●本店所在地／和歌山市本町1丁目35番地●加入協会／日本証券業協会

投資信託	投資信託を30万円以上ご購入いただいた方(手数料、消費税込)

一部キャンペーンの対象とならない投資信託があります。詳しくは窓口までお問い合わせください

投資信託自動積立	毎月2万円以上ご契約いただいた方

積立金額	毎月2万円以上 千円単位 ・年2回の増額購入が可能です(1万円以上千円単位) ・ご購入代金には販売手数料および消費税を含みます	振替日	毎月5日、15日、25日のいずれかをご指定ください ・振替日が銀行休業日の場合、前営業日の振替となります
		ファンド購入日	振替日の翌営業日となります
積立方法	毎月一定の日に、ご指定の預金口座から自動振替で引落しにより、一定の金額でご指定のファンドを購入し積み立てていきます(複数ファンドの指定が可能です)	対象ファンド	キャンペーン対象の商品につきましては窓口にお問い合わせください

国債	50万円以上ご購入いただいた方

個人向け国債を含みます
利率など詳細につきましては窓口等でご確認ください

外貨普通預金	2,000米ドルまたは2,000ユーロ以上お預け入れいただいた方

円貨のご資金からのお預け入れがキャンペーン対象となります
商品性など詳細につきましては窓口等でご確認ください

外貨定期預金	2,000米ドルまたは2,000ユーロ以上お預け入れいただいた方

円貨のご資金からのお預け入れがキャンペーン対象となります
商品性など詳細につきましては窓口等でご確認ください

個人定期預金	30万円以上（期間1年以上）お預け入れいただいた方

詳しくは窓口までお問い合わせください

【投資信託に関するご留意事項】●投資信託は預金ではありません。●投資信託は預金保険の対象ではありません。●投資信託は元本の保証はありません。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は株式および公社債など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。（外貨建資産の場合はこのほかに為替変動の影響により基準価額が変動します）したがって、元本および分配金が保証されているものではなく、元本を割り込むことがあります。●投資した資産の減少を含むリスクは投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。●投資信託は当行が販売の窓口となり、投資信託委託会社が資金の運用を行います。●投資信託には、ご購入時のお申込手数料（申込金額等に対し最大3.15%〈税込〉）ならびに換金時の信託財産留保額（基準価額に対し最大0.5%）が必要となり、保有期間中は信託報酬（純資産総額に対し、最大年率2.10%〈税込〉）と監査報酬、売買委託手数料などその他の費用（運用状況等により変動し、事前に料率、上限額を示すことはできません）を信託財産からご負担いただきます。実際の費用の種類・額および計算方法はファンド毎に異なりますので、「契約締結前交付書面」等でご確認ください。これらの手数料・費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。●お申込の際は、「契約締結前交付書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」等をお渡ししますので、必ず内容をよくご確認のうえお客さまご自身でご判断ください。

【国債に関するご留意事項】●国債は預金ではありません。●国債は、預金保険の対象ではありません。●国債（個人向け国債を除く）の価格は、その時々の市中金利の動き等の要因により変動するため、償還日より前に換金する場合、投資元本を割り込む可能性があります。●国債は日本国政府が発行し、元本や利金をお支払いします。（発行者の信用状況の悪化等により、損失を被ることがあります）●当行では、口座管理料等、保管に関する費用はかかりません。●利払い日の7営業日前より4営業日前、償還日の1ヶ月前の応答日から償還日の前日については売却はお受けできません。●個人向け国債の中途換金は、発行から1年経過後からとなります。（1年以内の中途換金はご本人が亡くなられた場合等に限ります）●中途換金時の換金金額＝額面金額+経過利子相当額-直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8（注）平成25年1月10日以降に国が買い取るものから、復興特別所得税（2.1%の付加税）が課されるため中途換金調整額の「0.8」が「0.79685」に変更されます。●ご購入いただく国債の種類によって、別途経過利子が必要となる場合があります。●ご購入の際は、「契約締結前交付書面」を必ずお読みください。「契約締結前交付書面」は当行の本支店等にご用意しています。

【外貨預金に関するご留意事項】●外貨預金は、預金保険の対象ではありません。●外貨預金には、為替変動リスクがあります。外国為替相場の動向によっては、お引き出し円貨額がお預け入れ円貨額を下回る場合（元本割れ）があります。●お預け入れ相場には、お預け入れ日の電信売相場（TTS）を、またお引き出し相場には、お引き出し日の電信買相場（TTB）をそれぞれ適用します。●米ドルの場合、同一日のお預け入れ相場とお引き出し相場の差は1ドルあたり2円ありますので、仮に為替相場の変動がなくても、お客さまに1ドルあたり2円のご負担が生じるため、お引き出し時の受け取り円貨額が、お預け入れ時の払い込み円貨額を下回る場合（円貨ベースで元本割れ）があります。●ユーロの場合、同一日のお預け入れ相場とお引き出し相場の差は1ユーロあたり3円ありますので、仮に為替相場の変動がなくても、お客さまに1ユーロあたり3円のご負担が生じるため、お引き出し時の受け取り円貨額が、お預け入れ時の払い込み円貨額を下回る場合（円貨ベースで元本割れ）があります。●外貨預金には、マル優の適用はありません。●為替相場の急激な変動等によりお取り扱いを中断する場合があります。●お預け入れの際は、「契約締結前交付書面」を必ずご覧いただき、お客さまご自身の責任と判断でお申し込みください。「契約締結前交付書面」は当行の本支店等にご用意しています。

【復興特別所得税に関するお知らせ】●預金・公共債の利子や投資信託の分配金・譲渡益等に対し、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税として、所得税額×2.1%が追加的に課税されます。これに伴い、以下の税率で源泉徴収されます。

	～平成24年12月31日	平成25年1月1日～ 平成25年12月31日	平成26年1月1日～ 平成49年12月31日
預金・公共債の利子、公共債投資信託の分配金・償還益 等	所得税 15% 住民税 5%	所得税及び復興特別所得税15．315% 住民税 5%	
公募株式投資信託の普通分配金・譲渡益 等	所得税 7% 住民税 3%	所得税及び復興特別所得税 7．14 7% 住民税 3%	所得税及び復興特別所得税 15．315%（※） 住民税 5%（※）

（※）上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限が到来することによる税率の変更です。

●利子の計算期間等にかかわらず、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払を受けるべき利子等に対し、上記税率で源泉徴収されます（なお、内国法人等においては、公募株式投資信託の普通分配金等に対し、住民税は徴収されません）。●各種資料等によっては、復興特別所得税の税率が表示されていない場合があります。●個人向け国債の中途換金時に差し引かれる中途換金調整額は、平成25年1月10日受渡分以降、「直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8」から「直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685」となります。●公募株式投資信託の普通分配金や譲渡益等について、お客さまが確定申告を行う場合には、「各年分の所得税額×2.1%」が復興特別所得税として課税されます。●少額貯蓄非課税制度（マル優）、少額公債非課税制度（マル特）を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課税されません。

平成24年11月15日

Copyright©2012 The Kiyo Bank,Ltd.All rights reserved.